

「当事者性」を正当性の根拠とする、非弁護士の法律事務扱い実態について

まず保険金支払手続きにおいては、弁護士ではない者、もしくは、弁護士資格を持たない弁護士の補助員が、法律事務の取り扱いを行う弁護士法72条違反行為については、「当事者性がある」という理由で行う事が出来ると社会に公知しています。

同様の事は、弁護士法違反に問われた西村眞悟当時代議士の事件も記憶にまだ新しい。

整理するために「当事者性がある」事が不法行為に成らない根拠に成ると仮定します。

仮に「当事者性が無い場合」非弁護士が法律事務を取り扱う事が、どのような不法行為にあたるかといえば、以下にあたります。

【弁護士法72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止。抜粋）

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。弁護士でない者は報酬を得る目的で法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」（弁護士法72条抜粋）と法律で定められています。

この本来の不法行為が、「当事者性」があると言う事で、当事者ではない非弁護士により行われる、示談屋行為や事件屋行為が広く日本国内に横行している事実があります。

ここで明確にしなければ成らないのは、「当事者性です」。

保険者は保険金を納品する債務者であり、示談当事者加害者代理ではありません。

加害者を債権者とする保険契約に基づく保険金というものが、現実社会の中では必ずしもすべての被害者に対して平等ではありませんから、保険会社の当事者性の範囲は、保険契約に基づく保険金の範囲に限定された当事者性と言う事に成りますから、加害者の保険契約による保険金では、必ずしも裁判における賠償水準とは成りませんので、保険会社案で示談しなければ成らない責任が被害者にありません。

また2012年自動車保険の解説18頁（3）（ロ）には、「被害者直接請求権の導入」

このように当事者性について明確に条件提示されています。

【被害者が 加害者の契約している保険に対して、保険金の直接請求を行使出来るものとし、その上で保険会社の を 当事者性 強く打ち出す事とした】とう条件が示されており、その額は全国の被害者に不平等が起らないように、「裁判における賠償水準」を保険会社の責任で常に把握して被害者に提示する事に成っていますから、「被害者が保険会社に直接請求を理解していない時」「保険会社が賠償水準を提示していない時」この2つの条件のいずれかの事実があれば、これは「当事者性」がありませんので不法行為です。